私道の寄附手続きの流れ

　　私道の寄附については、道路幅員が4.0ｍ以上ある私道全体の場合を対象としており、私道の一部のみの場合は対象となりません。

　　（1）「道路用地寄附に伴う調査願」の提出

　　　　①寄附をいただくことが可能かどうか、関係各課との協議や現地調査などを行った結果に基づき、可否ついての回答をいたします。

　　（2）市より回答書送付

　　　　①「不可」であれば、私道の寄附をお受けすることができません。

　　　　②「可」であれば、必要書類を揃えていただき「土地寄附申込書」を提出してください。（ただし、条件付きの「可」の場合は、条件を整えてから提出して下さい。）

　　（3）「土地寄附申込書」の提出

　　　　①所有権移転登記等の事務処理を行う。

　　（4）所有権移転登記完了